

(3) 教職課程科目一覧表

教職課程科目一覧表／中学校教諭一種免許状（英語）

【国際福祉開発学部 国際福祉開発学科】2022年度新入学生より適用

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	*法と社会(日本国憲法)	4	●				
	体育		2	*健康・スポーツ	2	●				
	外国語コミュニケーション		2	*英語コミュニケーションⅠ	①	●				
				*英語コミュニケーションⅡ	1	●				
	情報機器の操作		2	*情報処理演習Ⅰ	2	●				
		*情報処理演習Ⅱ		2	○					
最低修得単位数の合計			8	合計8単位以上を修得すること						

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理(中高)	2		●			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門(中高)	②		●			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(中高)	②		●			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育と発達の心理学(中高)	2		●			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論(中高)	2			●		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(中高)	②		●			
	及び生徒指導、総合的な学習の時間に関する科目等	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法(中)	2		●			
		総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法(中高)	2			●		
		特別活動の指導法		特別活動方法論(中高)	2			●		
		教育の方法及び技術		教育方法論(情報通信技術の活用含む)(中高)	2				●	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒・進路指導論(中高)	2				●	
		生徒指導の理論及び方法		教育相談の基礎と方法(中高)	2			●		
	に教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ(中高・事前事後)	1			●	●	
		教職実践演習		2				●		
		教育実習Ⅱ(中高)		4				●		
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	28	*英語学概論	②	●					
			*英語学演習	2		○				
			*英語音声学	2		○				
			*英語総合基礎Ⅰ	1	●					
	英語文学	*英語総合基礎Ⅱ	1	○						
		*英語文学史	②			●				
		*英語文学講義Ⅰ	2			○				
		*英語文学講義Ⅱ	2			○				
	英語コミュニケーション	*英語総合コミュニケーションⅠ	2		●					
		*英語総合コミュニケーションⅡ	2		○					
		*Writing & CommunicationⅠ	2	●						
		*Writing & CommunicationⅡ	2	○						
	異文化理解	*国際フィールドワークⅠ	4	●						
		*異文化理解	2	●						
*アジアのローカル言語と文化		2	○							
*多文化共生論		2			○					
*英語科教育法Ⅰ		②		●						
*英語科教育法Ⅱ		②		●						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	*英語科教育法Ⅲ	②			●					
	*英語科教育法Ⅳ	②			●					
大学が独自に設定する科目			4 (注3)	*国際協働インターンシップ	2			○		
最低修得単位数の合計			59	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」から計59単位以上を修得すること						

●印：必修科目 ○印：選択必修科目 ○印：選択科目

- 注1) 「教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目」から合計8単位以上を修得すること。「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」から合計59単位以上を修得すること
- 注2) 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」は、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校免許取得者は4単位以上を修得することが定められている。
- 注3) 大学が独自に設定する科目について  
「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- 注4) \*印を付した科目は、卒業単位数に算入する。
- 注5) 教育実習Ⅰの事前指導に合格していない場合、教育実習Ⅱは履修できない。
- 注6) 単位数に○印を付した科目について免許教科毎に7科目以上を修得していない場合、教育実習Ⅱは履修できない。
- 注7) 中1種免を取得する場合は、表記されている科目の他に、介護等体験特例法に規定された7日間以上の介護等体験証明を必要とする。
- 注8) 履修カルの課題を所定の時期までに達成すること。